

平成28年 9 月15日

魚沼市議会議長 浅 井 守 雄 様

総務委員会

委員長 遠 藤 徳 一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 9 月 15 日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、斎場用地旧地権者への瑕疵担保請求後の経過について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市地域定住自立圏共生ビジョン（案）の策定について、旧魚沼市斎場の解体について、住民票等の第三者交付に係る本人通知制度について及び入広瀬地区コミュニティバスの構想について、執行部より報告を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 87 号 魚沼市文化会館条例の一部改正について
- (2) 議案第 88 号 魚沼市税条例等の一部改正について
- (3) 議案第 89 号 魚沼市児童遊園条例の一部改正について

2 調査事件

- (4) 所管事務調査について
 - ・ 斎場用地旧地権者への瑕疵担保請求後の経過について
- (5) 閉会中の所管事務等の調査について
- (6) その他
 - ・ 魚沼市地域定住自立圏共生ビジョン（案）の策定について
 - ・ 旧魚沼市斎場の解体工事について
 - ・ 住民票等の第三者交付に係る本人通知制度について
 - ・ 入広瀬地区コミュニティバス構想について

3 日 時 平成 28 年 9 月 15 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 富永三千敏、岩井富士夫、大平栄治、遠藤徳一、大屋角政、森山英敏
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、角家総務課長、森山企画政策課長、堀沢財政課長、桜井税務課長
佐藤市民課長、青木北部振興事務所長、羽鳥環境課長、栳沢消防長、山内市
民生活室長

8 書 記 桜井議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。本委員
会に付託されました議案について審査願います。

(1) 議案第 87 号 魚沼市文化会館条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 1、議案第 87 号 魚沼市文化会館条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市民課長 ございません。

遠藤委員長 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

大屋委員 説明のときに消費税 5 % 相当分をふやした利用料にしていくとありましたが、消費税は内税と理解していいのかどうか。

佐藤市民課長 消費税含みということになります。

大屋委員 仮に N P O 法人とかが管理者となった場合に、そういう消費税の納入義務が発生するかどうかお伺いします。

佐藤市民課長 指定管理者となった N P O 法人につきましては消費税の課税事業者になりますので、納付の義務が生じます。

大屋委員 そうしますと、その N P O については消費税分の納入が生じるということになりますが、今は 8 % ですが、考え方によっては当時 3 % の消費税だったのを 8 % に合わせるために 5 % 上げたということですが、逆に 3 % 分は N P O 法人が現状よりも多く消費税分を支払わなければならない、というような感じではないでしょうか。

佐藤市民課長 今の使用料につきましては 3 % 加算された部分をいただいておりますので、実質は 8 % となりますと、議員がおっしゃるように 3 % 分がマイナスになるうかと思えます。

大屋委員 今まで自治体が運営をした場合には消費税の納入の義務はありませんでしたでしょうか。

佐藤市民課長 国、地方公共団体等につきましては、消費税の特例が該当するため納入の義務はございませんでした。

大屋委員 大体わかりました。

富永委員 今回の改正のことではないのですが、確認をさせていただきたいのですが、これまで運営していく中でこの表を見させてもらいますと時間区分されていて、9 時から 12 時、13 時から 17 時、18 時から 22 時となっていて、終日借りる場合ということと 4 つの時間帯に分けていますが、これを簡単に計算してみますと各時間帯での時間単価が違ってきます。それは大体理由が想像つくんですが、例えば時間帯をまたがって利用していた場合、午前 10 時から午後 3 時とか、そういう借り方をした場合の料金のほうはどのような対応をされていたのでしょうか。

佐藤市民課長 今までそういった例はございませんでした。

富永委員 では今後、消費税分の改定ということでそれに合わせて料金の設定をすることになるということですが、もしもそういったときのことはどういう対応を考えますか。これからの検討でしょうか。

佐藤市民課長 この表だと時間対応部分がございませんので、例えば 10 時から 3 時までということになりますと 9 時から 12 時、並びに 13 時から 17 時という部分の中での使用に

なろうかと思います。

富永委員　そうすると両方の時間帯の料金を支払うということですか。

佐藤市民課長　大ホール等につきましてはそうなりますし、会議室等は1時間対応になります。

富永委員　時間単位のところは分かりますが、何時間かごとに区分される時の料金はどうされる考えなのかということです。

佐藤市民課長　例えばこの表の中で収まらないような中途半端な借り方になったときには、協議をさせていただきたいと思っております。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし)これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議あり)異議がありますので、まずは原案に反対の討論を許します。

大屋議員　私は、考え方としてはわかりませんが、消費税を3%から5%に引き上げたときに個人消費が非常に落ち込んだと、今でもその影響があります。そういう点で5%を引き上げるによりまして、利用者の減が心配されるところであります。それと先ほどの質疑の中でいいますと、NPO法人に仮に管理を任せた場合、地方公共団体は消費税の納付はしなくてもいいけれど、NPO法人についてはその納付があるということですので、逆に3%地方公共団体がやっていたところよりも利益がマイナス3%となる、そういうことも含めまして、今回の条例改正にはいろいろな問題が含まれておりまして反対いたします。

遠藤委員長　次に原案に賛成の討論を許します。ございませんか。(なし)それではこれで討論を終結いたします。これから、議案第87号について採決します。異議がありますので挙手によって採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手多数であります。よって議案第87号 魚沼市文化会館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

(2) 議案第88号 魚沼市税条例等の一部改正について

遠藤委員長　日程第2、議案第88号 魚沼市税条例等の一部改正についてを議題とします。

執行部から補足説明はありますか。

桜井税務課長　補足して説明はありません。

遠藤委員長　それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。これから、議案第88号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議案第88号 魚沼市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第89号 魚沼市児童遊園条例の一部改正について

遠藤委員長　日程第3、議案第89号 魚沼市児童遊園条例の一部改正についてを議題とし

ます。執行部から補足説明はありますか。

森山企画政策課長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 本会議のときに、子供の利用がほとんどなくなったというような説明があったと思うのですが、そもそも、この中島ちびっこ広場をつくったときの経過等、どんなことでこれをつくられたのか、わかりましたら説明を求めます。

森山企画政策課長 平成5年ということでありまして、当時、中島の地区から要望があり、旧広神村がそこに設置をしたと聞いております。

森山委員 子供の利用がなくなったということです、当該地区からはこの廃止のことについて要望があったと理解してよろしいでしょうか。

森山企画政策課長 おっしゃるとおり、ことし3月に開催された中島区の総会において返還をしたいということで、その総会で決定をされたという経過がございます。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し採決することにご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定をいたしました。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第89号 魚沼市児童遊園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 所管事務調査について

・ 斎場用地旧地権者への瑕疵担保請求後の経過について

遠藤委員長 日程第4、所管事務調査についてを議題といたします。斎場用地旧地権者への瑕疵担保請求後の経過についてを議題といたします。資料が提出されておりますので説明を求めます。

羽鳥環境課長 (資料「瑕疵担保請求の経過」により説明)

遠藤委員長 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

大屋委員 債務者に面談を行っているということですが、督促とか請求にも関わらずお支払いがないという理由については語っていただけますでしょうか。

羽鳥環境課長 請求が支払われていないということは、地権者の方々は納得していないのではないかと理解しています。

大屋委員 理解していないから払っていないと思うのですが、何か理由は述べておりましたでしょうか。

羽鳥環境課長 それ以外の答弁は控えさせていただきます。

大屋委員 今回の27年度決算、一般会計、瑕疵担保請求分で債権としてあがっております。

この債権とはどういうものかということでは、地方自治法第240条第2項に、普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならない、というふうに書いてありますが、今後も旧地権者に対して勧告、その他催促とかやっていくということですが、それだけにとどまるのでしょうか。

羽鳥環境課長 督促、催促は今後も適宜やっていきたいと思っております。

大屋委員 そのできる期間というのはどれくらいでしょうか。

羽鳥環境課長 10年と理解しています。

大屋委員 そうすると10年間はそれで済ませようということでしょうか。

羽鳥環境課長 10年間という権利がありますので、それを粛々と実行していくということでもあります。

大屋委員 その後は裁判等も視野に入れておりますでしょうか。

羽鳥環境課長 先ほども説明したとおり、訴訟の経過を見守るということにしております。

大屋委員 仮に債権放棄をした場合に議会議決が必要ですが、そういう点ではここに書いてあるように、強制執行を含めてあらゆる手段を使って債権を回収する義務があるというふうになっておりますので、そういう点でその義務を怠って議会に債権放棄ということで議案を提出した場合は、議会が議決するかどうかわかりません。そういう点でこれは意見ですが、ぜひともこれはあらゆる手段を使ってやっていただきたいと思いますと思いますが、その点いかがでしょうか。

羽鳥環境課長 その件につきましても訴訟の経過を見守りながらやっていきたいと思えます。

大屋委員 訴訟の経過ということで訴訟にあがるとこのように一言で済むんですね。そういう点では難しいところですが、押し問答になると思いますのでこれで終わりにしたいと思います。

森山委員 説明を求めたいのですが、この訴訟内容の金額8,075万円と、瑕疵担保請求額の変更後の2,709万1,290円の差額はどのような捉え方の差によるものか説明できますか。

羽鳥環境課長 これは原告側の主張であります。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。本案につきましては訴訟の経過ということの課長の説明もございますし、今後も何らかの形でアプローチをとっていくということでもありますので、委員会といたしましてはその都度、説明を求めるとの経過措置にさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。そのように決定をさせていただきました。

(5) 閉会中の所管事務等の調査について

遠藤委員長 日程第5、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りをいたします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって閉会中の所管事務等の調査については議長宛て申し出を行うことに決定をいたしました。

(6) その他

・魚沼市地域定住自立圏共生ビジョン(案)の策定について

遠藤委員長 日程第6、その他を議題といたします。魚沼市地域定住自立圏共生ビジョン

(案)の策定についてを議題とします。資料が提出されておりますので執行部から説明を求めます。

森山企画政策課長 (資料「魚沼市地域定住自立圏共生ビジョン(案)」により説明)

遠藤委員長 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

岩井議員 6ページの人口及び流動の部分ですけれど、22年の魚沼市の人口は4万361人になっていますけれど、それから6年経過しているわけですが、27年でも、28年でもわかればいいんですが、その時点での27年あたりでの人口、今現在どのくらいかというのを教えてください。

森山企画政策課長 平成27年に実施された国勢調査の速報値で3万7370人でございます。

森山委員 65ページの本質バイオマス発電事業について私はどこかで聞いたような気がするんですが、2,000キロワットのガス化発電方式ではなく、別の方式を再検討しているというような記述があるんですが、これはその後、別の発電方式はほぼ決定されたのか、その辺だけお伺いしたい。

森山企画政策課長 現在まだ調査中というようなことで、今後どうするという結論までは至っていないということでございます。

遠藤委員長 ほかに質疑ございませんか。(なし) それでは質疑を終結します。

・旧魚沼市斎場の解体工事について

遠藤委員長 旧魚沼市斎場の解体工事についてを議題とします。執行部より発言を求められておりますのでこれを許します。

羽鳥環境課長 資料がなく口頭で申しわけございませんが、旧斎場解体撤去工事についてご報告いたします。旧斎場につきましては、新斎場が今年の12月に完成いたしましたので、今回取り壊し工事を行うものです。旧斎場は、昭和43年度に完成し、約47年間使用いたしました。工事概要は、構造は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、平屋建てで延べ面積が224平方メートル、その他煙突があります。全てを取り壊し、更地にするものです。また、地元の有志の方々が裏山のカタクリの群生地などの管理等を行っておりますので、地元との協議で建物以外はそのまま残すことといたしました。工期は、当初契約では平成28年8月18日から11月5日までとなっておりますが、その後の調査により増工が見込まれることから、工期を11月末まで延長する予定です。旧斎場は古い建物であることと、火葬炉があることから、事前に調査を行い一番濃度の濃いと思われる煙突部分の下のところでダイオキシンをはかりましたところ、高濃度ではありませんが基準より約3倍オーバーしておりました。また、煙道部分に断熱材としてセラミックファイバーも使用しておりましたので、工事につきまして地元市民を対象に、9月9日に工事説明会を開催させていただきました。17名の参加者でありましたが、ダイオキシン及びセラミックファイバーの除去作業は外部に漏れないような養生し作業を行うことと、適性に処理すること等の説明を行いました。また、ダイオキシン調査は、もともと施設内については工事前、工事後で調査を実施する予定としておりましたが、この調査を周辺部にも拡大し行うことといたしました。この説明会において市民の皆さんのご理解を得られたものと思っております。以上で

す。

遠藤委員長　ただいまの旧斎場の取り壊し等につきまして、地元意見も含めまして説明がありました。質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員　斎場ですが、今のお話しによると建物のみ解体ということで、今スロープになっている部分についてはそのまま残るということでよろしいでしょうか。

羽鳥環境課長　おっしゃるとおり建物のみを取り壊し、それ以外はそのまま地元の方が使いたいということでございます。

森山委員　その後の維持管理は、地元がやってくれるのか市でやるのか、どちらでしょうか。

羽鳥環境課長　今現在、市の所有地でありますので、市で管理していかざるを得ないと思っております。

遠藤委員長　ほかに質疑ございませんか。（なし）それでは質疑を終結します。

・住民票等の第三者交付に係る本人通知制度について

遠藤委員長　次に住民票等の第三者交付に係る本人通知制度についてを議題とします。資料が提出されておりますので説明を求めます。

佐藤市民課長　住民票等の第三者交付に係る本人通知制度についてですが、本制度につきましてはことしの2月1日から施行するとともに市民周知については市報の1月10日号の折り込み、並びに市のホームページにも掲載しております。この制度は、簡単に申し上げますと住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付したことを事前に登録した方に通知する制度です。また、住民票の写し等の不正請求や不正取得を抑制し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的としております。詳細については室長から説明させます。

山内市民生活室長　（資料「魚沼市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について」により説明）

遠藤委員長　それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員　この資料の最後の中段に、開示請求を行った場合どうなるかと書いてあるんですが、特定事務受任者は出るが、以外の第三者に関する個人情報については非開示となる場合があります。場合がありますというのは出す場合と出さない場合があるという話ですが、誰が判断するんですか。

山内市民生活室長　個人情報の関係ですので、総務課で条例の範囲内で判断をさせていただきます。

森山委員　個人情報保護条例の中で、例えば私のなら開示していいけれど、あの人ならだめなんていうのがあるとは思えないのですが、どのような基準なのでしょう。

山内市民生活室長　個人情報で開示がされる基準があると思うのですが、例えば魚沼市民である、本人であるという場合は、開示されると思います。ただその開示でも、開示をする文章の内容によっては開示ができない場合も部分もあると思います。そういう場合は黒塗りで出すという場合もあると思います。

森山委員　私が理解できなくて申しわけないですが、もう少しわかるように説明してもらえませんか。本人通知制度についての（3）の一番後ろの※印が3つあるところです。要す

るに弁護士等のものなら公表できますが、第三者に関する個人情報については非開示となる場合があります。ということですので、出せるものと出せないものがあるというふうに書いてあると思うんですよ。普通に読み込めば。だからどういう人は出してもいいんだけど、どういう人は出せないのか、という話を聞いているわけなんですけれど。個人情報だから全部出さないということであればそれはまたそれでいいんですが。出す人と出さない人があるという感じになるわけですよ。そこはどういう基準とか、明確な何かがあるのか、ないのかその辺をお聞きしているわけですよ。

遠藤委員長　しばらくの間休憩とします。

休　　憩（11：10）

再　　開（11：20）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開いたします。先ほどの答弁をお願いします。

佐藤市民課長　流れを説明させていただきます。パンフレットの1ページに第三者を次のとおり分類するという表があります。例えば、代理人以外の第三者でも住民票や戸籍が取れます。こうしたときに戸籍等を取ったという通知が本人にいきます。その際に本人が、誰が取ったのかを情報公開請求すると、資料最後を書いてある法人の名称や特定事務受任者の氏名以外の第三者に関する個人情報については非開示となる場合があります。要は、取った法人なり特定事務受任者のお名前等までは公表できますが、それ以外の方の住所や電話番号は非公開となる場合があることとご理解いただきたいと思います。

・入広瀬地区コミュニティバス構想について

遠藤委員長　次の議題に移ります。入広瀬地区コミュニティバス構想について、資料が配布されておりますので執行部から説明を求めます。

青木北部振興事務所長　（資料「入広瀬地区コミュニティバス運行の実証実験について」により説明）

遠藤委員長　質疑がありましたらお願いします。

岩井委員　苦勞してここまでつくりあげたことがよくわかりました。2ページ目の利用率が上がらない理由が出ています。予約が面倒、買い物をして帰る時間が合わない。現実利用率が上がらないのはこういう理由だと出ていますが、各地域で理由別の人数の把握はできていますか。1軒1軒、私は予約が面倒だからできないという個々の人たちが何人いるかというのはどんなものですか。

青木北部振興事務所長　その実数まではつかんでいませんが、北部振興事務所に集落支援員がおり、高齢化が進んだ地域を点検して回っておりますが、その中で個別に聞き取った内容をここに掲載しております。

岩井委員　私は、そのところが一番大事だと思うのは、正直言って予約が面倒で利用しないという人は、きょうでも明日でもおそらくそういう思いで悩んだり考えたりしていると

思います。ですから、そういう個人的な人たちが何人いるか把握した中で、そうするとどうやっていったらいいのかがつかめてくると思うので、そういった実態はよく、人数は掌握していたほうがいいと思います。現実には予約が面倒、買い物をして帰る時間がないということで、利用率が上がらない理由が出て、わかっているわけですから、そうしたらその人たちの人数は、誰がそういう理由をあげているのか、そこまで本当は掌握したほうが解決策になると思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

森山委員 社会実験の予定が出ていますが、10月から11月の2カ月間に限ったというのは、予算の関係なのか、長くできない何かの事情があるのか、その点について伺います。

青木北部振興事務所長 期間として真冬にやりたかったのですが、新年度予算に反映させるには11月30日がタイムリミットであるため、12月半ばにはどういった状況だったのか、利用者の声も含めた検証を付けながら予算編成を考えると、どうしてもこの時期になってしまうことと、最初の10月1日は、日程の関係で、今回の9月議会で補正予算を認めてもらうと始まりはここしかないということで、この2カ月を設定させていただいた経緯がございます。

遠藤委員長 しばらくの間休憩とします。

休 憩 (11:42)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (11:46)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。ほかにありませんか。

岩井委員 町場の高齢者は、買い物に行こうと思えば、すぐ店があるので歩いていけるわけです。あるいは自転車で行く。入広瀬や大白川の人たちは買い物に出るにも大変なわけです。高齢者が買い物するにも、地域によってこれだけ差があるわけですから、入広瀬や大白川の人たちが悩んでいるのであれば、それをなんとか予算づけをして無料で、年会費も無料で、回ごとも無料でやるといった方向をつけたときに、一体予算がどのくらいかかるのか、その辺も皆さんもよく検討してやるべきではないかというのを考えていますが、意見として述べさせていただきます。

遠藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑は以上といたします。この件も実証実験ということですので、今後の経過等を報告いただきながら所管として取り扱っていきたいと思います。環境課から二市一町新ごみ処理施設建設候補地の一般公募について、進捗状況の資料が提出されています。行政報告でもありましたので配布のみといたします。ほかに執行部から報告はありませんか。(なし) 委員の皆さんから協議事項等はありませんか。(3名挙手) 委員長として一言述べさせていただきます。先般、お三方とも話し合いをさせていただきました。所管事務調査の内容につきましては委員からの希望があれば極力取り上げていく方針だという話もさせていただき、それが事前にわかるようであれば委員長に一報いただきたいと思いますようお願い申し上げました。なぜかと言いますと、この日程を組むのに打ち

合わせをして進めてきた経緯もありますし、議題となりますと必要資料が間に合わない、あるいは説明員の都合がつかないということもあります。そういったことで私は調整する係として皆さんから議題にあげてもらいたいものがあつたら事前に報告いただきたいと思います。お願いしたわけでありましたが、今から取り組みますと予定していた時間が過ぎ、昼食時間に差しかかります。執行部の都合もございます。他の委員の委員会での平等性、あるいは時間の拘束も発生するわけであります。執行部は午後からで都合がつかますか。

大平市長　午後から公務の予定が入っています。

遠藤委員長　目的とテーマについて伺います。

岩井委員　先般の一般質問で私が市長に答弁を求めましたが、明快な回答が得られませんでした。これは、当委員会では集中審議をするように取りはからっていただきたいと思います。

富永委員　文書、例規に関することで、総務委員会の所管ですので、庁舎の設計者との契約について確認をしたいと思います。

大屋委員　渡辺議員が一般質問で取り上げた中で、消防庁舎の土地取得についての問題です。

遠藤委員長　今会期中に行いたいということですか。（はい）後日日程に上げて、執行部から準備をいただき、もう一度委員会を開催することでよろしいでしょうか。市長も午後から公務があるということです。

岩井委員　市長の日程関係もありますので、市長の日程のあいているときにできるだけ早く組んでいただきたいと思います。

大屋委員　できれば会期内で開会してください。

遠藤委員長　会期内で調整します。大変異例なことではありますが会期中にもう一回総務委員会の日程を調整させていただき、招集通知を改めて提出したいと思いますので、本日の会議はこれで閉会、残った議題については延会ということでご了承ください。会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の総務委員会はこれで延会といたします。

延　　会（11：54）